

(案)

第7報

新型コロナウイルス感染症対策について

令和2年4月3日

桜井市新型コロナウイルス対策本部

対策本部では、下記の通り対策方針を一部改定いたしましたのでお知らせします。

記

○感染症発生状況ごとの下記施設の臨時休業に関する基本的な考え

【施設名】 市立小学校、中学校、幼稚園、学童保育、市立保育所、その他公共施設

発生状況	①施設内で感染症発生が発生した場合	②複数のクラスター感染や市中感染となった場合	③市内で単体の感染症発生が発生した場合
休業の方法	感染症発生が発生した当該施設の全部又は一部を臨時休業とする	上記施設について対策本部で臨時休業を検討する	休業しない

以上